

2014年4月17日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター BELS評価業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施するBELS評価業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

なお、評価料金等には、消費税を含むものとする。（は）

1. BELS評価料金

- (1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の評価料金の額は、表1の額とする。（い）（ろ）（は）（ほ）（と）

表1

対象床面積の合計	評価料金	
	標準入力法等	モデル建物法
500㎡以内のもの	231,000 円	121,000 円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	341,000 円	187,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	440,000 円	242,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	550,000 円	319,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	660,000 円	385,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	770,000 円	462,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,012,000 円	605,000 円
100,000㎡を超えるもの	別途見積	別途見積

- (2) 建築物の用途が非住宅建築物（(1)以外）の場合の評価料金の額は、表2の額とする。（い）（ろ）（は）（ほ）（と）

表2

対象床面積の合計	評価料金	
	標準入力法等	モデル建物法
500㎡以内のもの	154,000 円	88,000 円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	231,000 円	132,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	308,000 円	165,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	374,000 円	198,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	440,000 円	231,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	528,000 円	275,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	649,000 円	341,000 円
100,000㎡を超えるもの	別途見積	別途見積

2014年4月17日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

(3) 建築物の用途が住宅の場合の評価料金の額は、表3の額とする。(ろ)(は)(に)(ほ)(と)
表3

共同住宅等		
申請対象		評価料金
a) 住戸	500戸以内のもの	132,000+M×3,300円
	500戸を超えるもの	別途見積
b) 共用部分	共用部分の床面積	
	500㎡以内のもの	132,000円
	500㎡を超え、2000㎡以内のもの	176,000円
	2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	275,000円
	5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	462,000円
	10,000㎡を超えるもの	別途見積
c) 住棟		a) 住戸 + b) 共用部分

※M：評価対象住戸数を示すものとする。

(4) 申請の対象とする範囲が、非住宅と住宅を含む複合建築物の建築物全体の場合の評価料金の額は、(1)又は(2)に規定する額に(3)に規定する額を加算した額とする。また、複合建築物の非住宅部分の場合の評価料金の額は、(1)又は(2)とし、複合建築物の住宅部分の場合の評価料金の額は、(3)に規定する額とする。(ろ)(ほ)

(5) 既に評価書が交付された計画について、その計画を変更して申請する場合に係る評価料金の額は、(1)から(4)に規定する額に10分の7を乗じた額とする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、新たに当該計画に係る評価の申請を受けたものとして(1)から(4)に規定する額とする。(い)(ろ)(に)(ほ)

- 1) 対象となる建築物に係る直前の評価を他機関が行っているもの
- 2) 計算に使用したツールまたはプログラムが、申請時において国立研究開発法人建築研究所から公開されていないもの
- 3) 計算方法を変更して申請するもの

(6) 既存建築物における改修前後の評価を行う場合の評価料金の額は、(1)から(4)に規定する額に2分の3を乗じた額とする。(い)

(7) 建築物全体又は共同住宅等の住棟の評価において、共用部分の評価を行う必要がない場合は、表3「b)共用部分」の評価料金は加算しない。(に)

(8) ZEB Oriented 及び建物用途を対象としたZEBの表示を希望する申請の場合は、別途見積もりとする。(は)

(9) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項及び第10条に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を利用した計算方法による申請の場合は、別途見積もりとする。(に)(ほ)(と)

2014年4月17日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

2. 評価料金の減額

- (1) 評価の申請を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の計画の通知と併せて行う場合は、1.に規定する額に10分の9を乗じた額とする。（ただし、1.（5）に係るものは除く。）（ほ）（へ）（と）
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価の申請と併せて行う場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項若しくは第2項に規定する長期使用構造等確認の申請と併せて行う場合は、1.（3）に規定する額に10分の7を乗じた額とする。（と）
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査の申請又は建築物のエネルギー性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第30条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査の申請と併せて行う場合は、1.に規定する額に10分の7を乗じた額とする。（ただし、1.（1）～（3）のうち同一の申請部分に限る。）（と）
- (4) 評価を効率的に実施できる場合（類似する複数の建築物の申請など設計図書が高度に標準化されている場合等）は、実費を勘案して評価料金を減額することができる。（ほ）
- (5) 2.（1）から（4）の適用にあたっては、金額が最小となるものいずれか1つを適用するものとする。（と）
- (6) 2.（2）、（3）の減額の適用は、同一の計算書を用いる場合に限る。（住宅の場合は同一の仕様基準（建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に基づく基準をいう。）を用いる場合を含む。）（と）

3. 評価料金の増額

評価が複雑な場合は、申請者と協議の上、実費を勘案して評価料金の増額をすることができる。（い）（ろ）

4. 評価書の発行には1枚につき1,650円の発行事務手数料を加算する。（に）（と）

5. プレート等の交付料金

プレート等（以下「アイテム」という。）の交付を行う場合、1.に規定する額に、別途アイテムの製作に係る費用の実費相当額及び1アイテムにつき事務手数料として5,500円を加算する。（ろ）（は）

6. 評価料金の支払方法

BELS評価業務約款第5条によるものとする。（ほ）

2014年4月17日制定

2025年2月17日改訂

2025年4月1日施行

7. その他

業務規程第10条第4項の規定により評価書を再交付するときの料金は、1通につき11,000円とする。(ろ)(は)(に)

(附則) この規程は、2015年6月22日より施行する。(い)

(附則) この規程は、2016年4月1日より施行する。(ろ)

(附則) この規程は、2021年4月1日より施行する。(は)

(附則) この規程は、2021年8月1日より施行する。(に)

(附則) この規程は、2024年4月1日より施行する。(ほ)

(附則) この規程は、2024年12月1日より施行する。(へ)

(附則) この規程は、2025年4月1日より施行する。(と)

(経過措置)

この規程の施行前に旧規程に基づき行われた評価料金に係る見積書の発行がなされているものについては、なお従前の例によることができる。(に)